

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と翌日には、
その間に休日がある場合は、
当たる翌日)

◇農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

一 組合が次に掲げる次項について、知事の認可又は承認を受けようとする場合の手続を定めることとした。

目 次

- ◇規 則 農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則（經營指導課）

- ◇告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（中小企業課）

土地改良区の役員の就退社（農村整備課）

国土調査の成果の認証（クレーム課）

遊漁規則の変更の認可（水産課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

内水面漁 あゆの採捕の禁止

管轄告示

公布された規則のあらまし

規 則

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成6年5月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

農業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行規則（昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次の

ように改正する。

(国債等の募集の取扱いの事業の認可の申請)

第三条の二 組合は、法第十条第十三項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可を申請しようとするときは、様式第二号の二の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 国債等の募集の取扱いの事業を行おうとする理由を記載した書面

二 国債等の募集の取扱いの事業の内容及び方法を記載した書面

三 最近における財産及び損益の状況を記載した書面

四 国債等の募集の取扱いの事業に係る理事会議事録の謄本又は抄本

五 国債等の募集の取扱いの事業に係る経理方針を記載した書面

六 その他知事が必要と認める書面

(国債証券等の売買等の事業の認可の申請)

第三条の三 組合は、法第十条第十四項の規定による国債証券等の売買等の事業の認可を申請しようとするときは、様式第二号の三の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 国債証券等の売買等の事業を行おうとする理由を記載した書面

二 国債証券等の売買等の事業の内容及び方法を記載した書面

三 最近における財産及び損益の状況を記載した書面

四 信託業務に係る事業に係る理事会議事録の謄本又は抄本

五 信託業務に係る事業に係る経理方針を記載した書面

六 その他知事が必要と認める書面

(国債証券等の売買等の事業の認可の申請)

第三条の四 組合は、法第十条第十五項の規定による信託業務に係る事業の認可を申請しようとするときは、様式第二号の五の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 1 一 信託業務に係る事業を行おうとする理由を記載した書面
- 2 二 信託業務に係る事業の種類及び方法を記載した書面
- 3 三 最近における財産及び損益の状況を記載した書面
- 4 四 信託業務に係る事業に係る理事会議事録の謄本又は抄本
- 5 五 信託業務に係る事業に係る経理方針を記載した書面
- 6 六 その他知事が必要と認める書面

- 1 一 信託業務の種類又は方法の変更の理由を記載した書面
- 2 二 信託業務の種類又は方法の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面
- 3 三 最近における財産及び損益の状況を記載した書面
- 4 四 信託業務の種類又は方法の変更に係る理事会議事録の謄本又は抄本
- 5 五 信託業務の種類又は方法の変更に係る経理方針を記載した書面
- 6 六 その他知事が必要と認める書面

(信用事業規程の承認の申請)

第三条の五 組合は、法第十一項の規定による信用事業規程の承認を申請しよう

た書面

三 最近における財産及び損益の状況を記載した書面

四 国債証券等の売買等の事業の内容及び方法の変更に係る理事会議事録の謄本又は抄本

五 国債証券等の売買等の事業の内容及び方法の変更に係る理事会議事録の謄本又は抄本

六 その他知事が必要と認める書面

とするときは、様式第二号の七の申請書に、信用事業規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第十条第一項第二号の規定による信用事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい

二 信用事業規程の設定に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

三 信用事業方法書

四 信用事業方法書の設定に係る理事会議事録の謄本又は抄本

(信用事業規程の変更又は廃止の承認の申請)

第三条の六 組合は、法第十一条第三項の規定による信用事業規程の変更の承認を申請しようとするときは、様式第二号の八の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信用事業規程の変更の理由を記載した書面

二 信用事業規程の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 信用事業規程の変更に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

四 信用事業規程の変更に伴う信用事業方法書の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

2 組合は、法第十一条第三項の規定による信用事業規程の廃止の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の二の申請書に、宅地等供給事業実施規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい
二 宅地等供給事業の実施に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本
(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請)

第七条の二 組合は、法第十一条の十四第一項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の二の申請書に、宅地等供給事業実施規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい
二 宅地等供給事業の実施に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本
(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請)

第七条の三 組合は、法第十一条の十四第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の三の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の変更の理由を記載した書面

二 信用事業規程の廃止に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本
三 信用事業規程の廃止後の事務処理の計画書

(信用供与限度額超過の承認の申請)

第三条の七 組合は、法第十一条の三第一項ただし書の規定による同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることの承認を申請しようとするとときは、様式第二号の十の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信用限度額を超えることとなる理由を記載した書面

二 信用の供与を受ける者の資金計画を記載した書面
三 信用の供与を受ける者の財産の状況を記載した書面

第四条中「第十条の二第一項」を「第十一条の四第一項」に改める。

第五条第一項中「第十条の二第三項」を「第十一条の四第三項」に改め、「書類」の下に「(法第四十四条第四項に規定する変更の場合にあつては、第一号及び第二号の書類)」を加え、同条第二項中「第十条の二第三項」を「第十一条の四第三項」に改める。

第六条中「第十条の六第一項」を「第十一条の八第一項」に改める。

第七条中「第十条の六第二項」を「第十一条の八第三項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(宅地等供給事業実施規程の承認の申請)

第七条の二 組合は、法第十一条の十四第一項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の二の申請書に、宅地等供給事業実施規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜すい
二 宅地等供給事業の実施に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本
(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請)

第七条の三 組合は、法第十一条の十四第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の三の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の変更の理由を記載した書面

二 宅地等供給事業実施規程の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 宅地等供給事業実施規程の変更に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本
(宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止の承認の申請)

2 組合は、法第十一条の十四第三項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を申請しようとするとときは、様式第八号の四の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 宅地等供給事業実施規程の廃止の理由を記載した書面

二 宅地等供給事業実施規程の廃止に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

（農業経営規程の承認の申請）

三 宅地等供給事業実施規程廃止後の事務処理の計画書

（農業経営規程の承認の申請）

第七条の四 組合は、法第十二条の十五条の三第一項の規定による農業経営規程の承認

を申請しようとするときは、様式第八号の五の申請書に、農業経営規程のほか、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 農業経営及びこれに附帯する事業を実施することを規定した部分に係る定款の抜き

すい

二 農業経営及びこれに附帯する事業の実施に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

（農業経営規程の変更又は廃止の承認の申請）

第七条の五 組合は、法第十二条の十五の三第三項の規定による農業経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、様式第八号の六の申請書に、次の各号に掲げる書類

を添えて知事に提出しなければならない。

一 農業経営規程の変更の理由を記載した書面

二 農業経営規程の変更に係る部分の新旧条文を対照した書面

三 農業経営規程の変更に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

2 組合は、法第十二条の十五の三第三項の規定による農業経営規程の廃止の承認を申請しようとするときは、様式第八号の七の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて

知事に提出しなければならない。

一 農業経営規程の廃止の理由を記載した書面

二 農業経営規程の廃止に係る総会議事録又は総代会議事録の謄本又は抄本

三 農業経営規程廃止後の事務処理の計画書

第八条の次に次の二条を加える。

（信用事業の譲渡の届出）

第八条の二 組合は、法第五十条の二第五項の規定による届出をしようとするときは、

総会終了後遅滞なく様式第八号の八の届出書を知事に提出しなければならない。
(共済事業の譲渡の届出)

第八条の三 組合は、法第五十条の三第五項において準用する法第五十条の二第五項の規定による届出をしようとするときは、総会終了後遅滞なく様式第八号の九の届出書を知事に提出しなければならない。

第九条第一号中「第三十五条」を「第四十三条の三第二項」に改め、同条第一号中「第四十条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第十一条中「第四十二条の二第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十二条中「、第十条及び第十七条」を「及び第十条」に改める。

第二十三条中「、第十六条及び第十七条」を「及び第十六条」に改める。

様式第二号中「組合長理事」を「代表理事」に改め、同様式の次に次の九様式を加える。

様式第2号の2

国債等の募集取扱事業認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第10条第13項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の3

国債証券等の売買等事業認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第10条第13項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の4

国債証券等の売買等事業変更認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第10条第14項後段の規定による国債証券等の売買等の事業の変更の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の5

信託業務認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第10条第15項の規定による信託業務に係る事業の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の6

信託業務変更認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名

代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第10条第15項後段の規定による信託業務の変更の認可を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の7

信用事業規程承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名

代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条第3項の規定による信用事業規程の変更の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の9

信用事業規程廃止承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名

代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条第1項の規定による信用事業規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の8

信用事業規程変更承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名

代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条第3項の規定による信用事業規程の廃止の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第2号の10

信用供与限度額超過の承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏名 鳥

事務所所在地
組合名

農業協同組合法第11条の3 第1項ただし書の規定による信用供与限度額超過の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

〔第10条の2第1項〕や〔第11条の
〔第1項〕」の略文。

様式第4号「組合長理事」や「代表理事」は、第10条の2第3項を「第11条の4第3項」に改め。

様式第八号中「組合長理事」や「代表理事」は「第10条の6第3項」や「第11条の8第3項」に改める。
8第3項」に改める。

様式第8号の2

宅地等供給事業実施規程承認申請書

年月日

۲۰

事務所所在地
組合名

農業協同組合法第11条の14第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

三編 卷之六

宅地等供給事業実施規程変更承認申請書

年 月 日

農業協同組合法第11条の14第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号の4

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書

報 公 取 鳥 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条の14第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号の5

農業經營規程承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条の15の3第3項の規定による農業經營規程の変更の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号の7

農業經營規程廃止承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条の15条の3第1項の規定による農業經營規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号の6

農業經營規程変更承認申請書

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地
組合名
代表理事 氏 名 (印)

農業協同組合法第11条の15の3第3項の規定による農業經營規程の廃止の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

農業協同組合法第11条の15条の3第1項の規定による農業經營規程の承認を、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第8号の8

信用事業譲渡届

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

事務所所在地

組合名

(印)

代表理事 氏名

信用事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の2第5項の規定により、届け出ます。

様式第8号の9

共済事業譲渡届

年 月 日

鳥取県知事 氏名 殿

事務所所在地

組合名

(印)

代表理事 氏名

共済事業の全部を譲渡（共済契約の全部を移転）したので、農業協同組合法第50条の3第5項の規定により、届け出ます。

様式第九号「組合長理事」や「代表理事」、「第8条」や「第10条」に沿ふ。
様式第十号「第35条」や「第43条の3」、「第40条」や「第38条」、「組合長理事」や「代表理事」、「第9条」や「第11条」に沿ふ。様式第十号「組合長理事」や「代表理事」、「第11条」に沿ふ。
様式第十号「組合長理事」や「代表理事」、「第64条第4項後段」や「第64条第5項及び8項」に沿ふ。

様式第十号「組合長理事」や「代表理事」、「第64条第4項後段」に沿ふ。

様式第十号「組合長理事」や「代表理事」、「第64条第4項後段」に沿ふ。

様式第15号 削除

様式第十六号「組合長理事」や「代表理事」、「第16条」や「第15条」に沿ふ。

様式第十七号を次のとおり沿ふ。

様式第十八号から様式第「十一号」までの規定は「組合長理事」や「代表理事」に沿ふ。

附 役

の規則は、公布の日から施行する。

印

印

鳥取県告示第四四六十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十二条～四三第一項の規定に基づいて、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成六年五月三十日

鳥取県知事 四尾 駿 次

名 称	所 在 地	指定年月日
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	平成六年五月一日
須山医院	米子市石井一〇七六	平成六年五月十六日
川田内科医院	米子市上福原一八四八一一	平成六年五月二十一日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二二	平成六年五月二十六日
田中外科内科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	平成六年五月二十九日
灘尾歯科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一三五四	平成六年五月十六日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七二三一四	平成六年五月二十一日
		平成六年五月三十一日

鳥取県告示第四百六十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成六年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
全泰通商株式会社	スープーメディアランド	米子市日ノ出町一丁目二三四一五
コスモ米子店		

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理 事 田 中 正 夫	鳥取市湖山町南一丁目四七〇
ク 星 見 昭 藏	鳥取市湖山町西二丁目三四七
ク 太 田 一 寿	鳥取市湖山町南五丁目四五五
ク 村 上 輝 明	鳥取市湖山町南二丁目五〇三
ク 上 田 吉 明	鳥取市湖山町南五丁目三三〇
ク 松 下 仲 三	鳥取市湖山町四〇四一
ク 驚 見 美 佐 男	鳥取市湖山町南一丁目九二二
ク 山 根 健 治	鳥取市湖山町北一丁目二八二
ク 船 越 友 敬	鳥取市湖山町西一丁目二〇二
ク 影 井 道 男	鳥取市湖山町南一丁目九五五
ク 中 川 吉 太 郎	鳥取市湖山町南一丁目三八八
ク 中 瀬 正 道	鳥取市湖山町南二丁目一六九

平成六年四月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 正 夫	鳥取市湖山町南一丁目四七〇
ク 星 見 昭 藏	鳥取市湖山町西二丁目三四七
ク 太 田 一 寿	鳥取市湖山町南五丁目四四五

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

鳥取県告示第四百六十五号

大東 栄伯 町郡	郡八 家頭 町郡	調査を行つ た者 の名称	調査を行つ た時 期	成果の名称
簿 地籍図及び 地籍簿	平成四年度及び 平成五年度	郡家町（大字大 門及び大字花の 各一部）の地籍 図及び地籍簿	平成六年五月 二十六日	認証年月日
大栄町（大字西 高尾の一部）の 東伯郡大栄町大字 西高尾の一部	八頭郡郡家町大字 各一部	八頭郡用瀬町大字古用瀬 三、三七〇メートル下流の和奈見橋下流端までの区域 八頭郡八東町大字徳丸における金崎鉄橋下流端から三 〇〇メートル下流の徳丸谷川出口までの区域	平成六年五月 二十六日	認証年月日

鳥取県告示第四百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年五月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

監事	上田吉明	鳥取市湖山町南五丁目三三〇
松下仲三	鳥取市湖山町四〇四一	鳥業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。
影井道男	鳥取市湖山町南一丁目九五五	
松本勇美	鳥取市湖山町北一丁目六二四	
中瀬正道	鳥取市湖山町南一丁目三八八	
池田志行	鳥取市湖山町南二丁目九九八	
奥村満年	鳥取市湖山町北一丁目四六四	
田中政行	鳥取市湖山町南一丁目二六九	

平成六年五月三十一日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県告示第四百六十七号
一 千代川漁業協同組合	八頭郡河原町大字長瀬三四一五	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。
一 漁業権者の名称及び住所		
2 漁業権の免許番号		
3 認可に係る変更の内容		
(一) 次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を、さお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行つてはならないこととする。		

区	域	期	間
八頭郡用瀬町大字古用瀬 三、三七〇メートル下流の和奈見橋下流端までの区域 八頭郡八東町大字徳丸における金崎鉄橋下流端から三 〇〇メートル下流の徳丸谷川出口までの区域	六月一日から 同月三十日まで		

(二) 次のとおり遊漁料の額を改めること。

漁具又は漁法等	期間	遊漁料
投網(さお釣等を併用する場合)	年間	現行
さお釣、手釣、やす、徒手採捕 又はたも網(以下「さお釣等」という。)	年間	現行
八、〇〇〇円	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、や まめ、いわな又はあまご に係るさお釣にあつては 五、〇〇〇円)	改正後

4 変更後の遊漁規則の施行の日
平成6年6月一日

(三) 次のとおり遊漁料の額を改めること。

区 分	遊漁料	期間	現行	遊漁料	期間	現行
あまご (降海性あまごに 限る。)	一月一日から五月 三十一日まで	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、や まめ、いわな又はあまご に係るさお釣にあつては 五、〇〇〇円)	改正後	三月一日から五月 三十一日まで	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、や まめ、いわな又はあまご に係るさお釣にあつては 五、〇〇〇円)	六月一日から 八月三十日まで
日野郡日南町生山における生山橋上流端から八〇〇メートル下流の桜原橋下流端までの区域 ○メートル下流の舟場橋上流端までの区域						

二 1 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三三三一一

2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第三号

3 認可に係る変更の内容

(一) 次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を、さお釣(友釣又は毛針釣に限る。)以外の漁法により行ってはならないこととすること。

手釣	さお釣又は	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
手押、たも網又 は投網(さお釣 又は手釣を併用 する場合を含む。)	年間	年間	現行	現行
一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、や まめ、いわな又はあまご に係るさお釣にあつては 五、〇〇〇円)	改正後	八、〇〇〇円 (ただし、にじます、や まめ、いわな又はあまご に係るさお釣にあつては 五、〇〇〇円)
一二、〇〇〇円				

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成6年6月1日

鳥取県告示第四百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年5月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成5年10月25日 鳥取県指令受鳥土維第四百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字河原口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六〇六

株式会社山陰不動産センタ一

代表取締役 池上美道

鳥取県告示第四百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年五月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成6年5月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

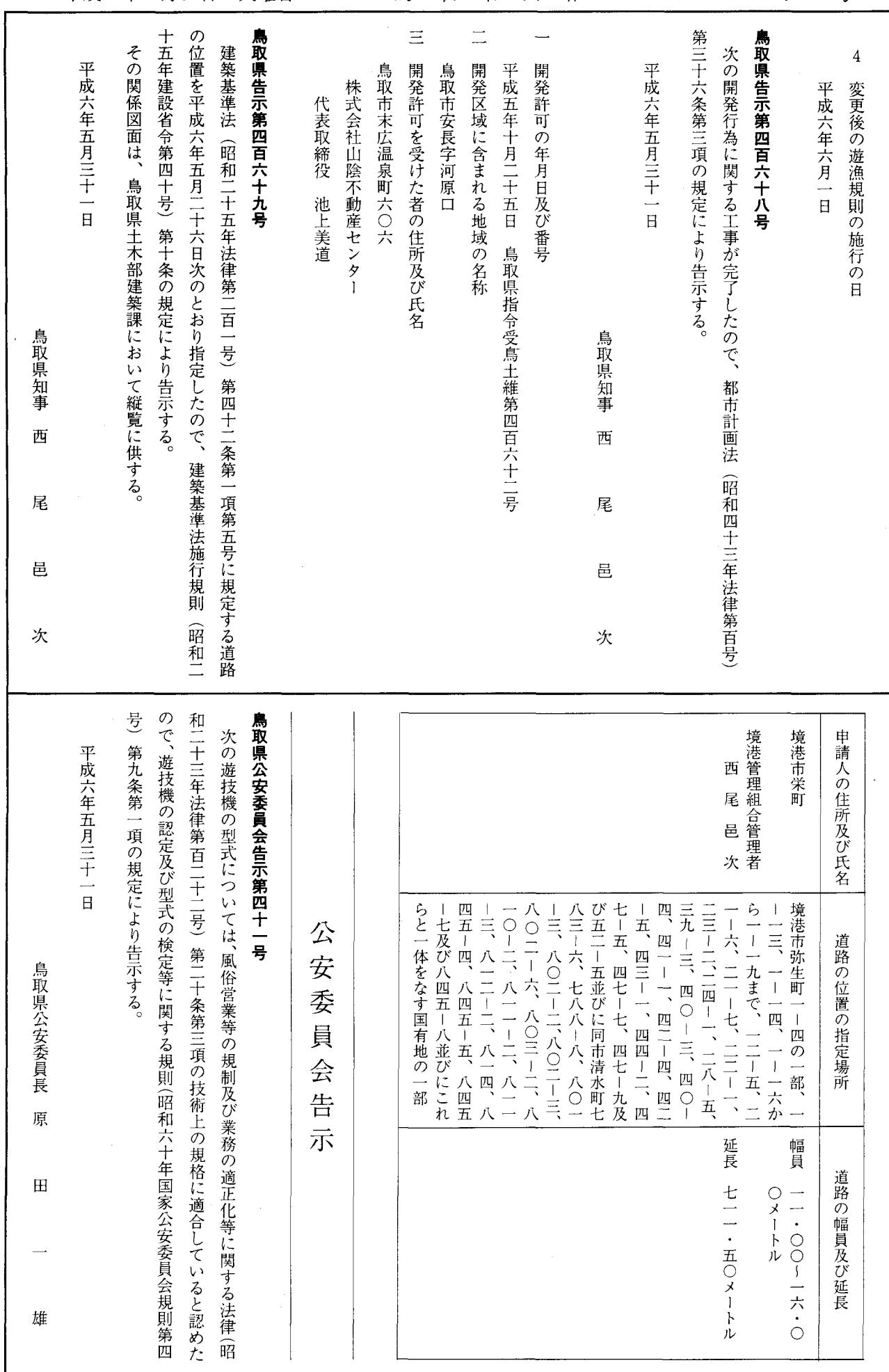
公安委員会告示**鳥取県公安委員会告示第四十一号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成6年5月31日

鳥取県公安委員長 原 田 一 雄

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
境港市栄町 西 尾 邑 次	境港市弥生町一一四の一一部、一 一三、一一四、一一六から一九まで、一二一五、二 一六、二二一七、二三一、二 三一、二四一、二八一五、 三九一三、四〇一三、四〇一 四、四一一一、四二一四、四二 一五、四三一、四四一、四 七一五、四七一七、四七一九及 び五二一五並びに同市清水町七 八三一六、七八八一八、八〇一 一三、八〇二一二、八〇二一三、 八〇二一六、八〇三一二、八 一〇一二、八一一二、八一 一三、八一二二、八一四、八 四五一四、八四五一五、八四五 一七及び八四五一八並びにこれ らと一体をなす国有地の一部	幅員 一一・〇〇・一六・〇 〇メートル 延長 七一一・五〇メートル



遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	F I グランプリ II	株式会社三星
"	サンビーム	"
"	ギャルズ12	"
"	ギャルズ13AA	"
"	スクランブル	"

内水面漁場管理委員会

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基いて、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成六年五月三十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採 捕 を 禁 止 す る 河 川	禁 止 す る 漁 法	禁 止 す る 期 間
一千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣及び引懸（ゾロ）	平成六年六月一日から同月十九日正午まで

一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	引懸（ゾロ）	平成六年六月一日から同月十九日正午まで
二 天神川水系に係る河川	投網	平成六年六月一日から同年七月一日正午まで
三 日野川水系に係る河川	投網	平成六年六月一日から同年七月一日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成六年六月一日から同年七月一日正午まで